



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県法規集登載事項)

### ○ 規則

- \*76 和歌山県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則  
(雇用推進課)

## 規 則

### 和歌山県規則第76号

和歌山県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年9月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

### 和歌山県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県立高等技術専門校規則(平成5年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第12条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(入学考查手数料の納付等)

第12条 入学考查手数料は、入校願書に、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)、和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)及びこの規則の定めるところの所要の額の証紙をはり付けて納めるものとする。

2 既に納付した入学考查手数料は、返還しない。

別記第1号様式(表)を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 8 条、第 12 条関係)

(表)

※受験番号	※受付年月日	普通課程にあっては、和歌山県証紙をここにはってください。
	年 月 日	はりきれない場合は、裏面余白にはること。 消印はしないこと。

## 入 校 願 書

年 月 日

写 真 欄

和歌山県立 高等技術専門校長 様

6か月以内撮影

貴校に入校したいのでお願いします。

上半身・脱帽

1	ふりがな 氏名		性別	年 月 日 生	歳
2	現住所	郵便番号 一	電話番号 ( )		
3	最終学歴	学校名 科 年 月 卒業・卒業見込・中退			
4	試験会場				
5	志望訓練 科名	第 1 志 望	第 2 志 望 (希望のある方は、記入してください。)	科	
6	免許資格	取 得 年 月 日	免 許 資 格 名		
7	職 歴	勤 務 期 間	勤 務 先 等	職 務 の 内 容	
		~			
		~			
		~			

備考 1 一般(新規学校卒業見込者以外)の方は、裏面の健康診断書を提出してください。  
 2 6及び7の欄は、一般の方のみ記入してください。

※公共職業安定所記入欄

公共職業安定所名	
----------	--

# 和歌山県報 号外 (2)

平成18年9月29日(金曜日)

別記第3号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

別記第4号様式中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改める。

第2条 和歌山県立高等技術専門校規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県立産業技術専門学院学則

第1条中「和歌山県立高等技術専門校設置条例」を「和歌山県立産業技術専門学院設置条例」に、「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

第2条第1項中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同条第2項中「高等技術専門校の校長(以下「校長」という。)」を「産業技術専門学院の学院長(以下「学院長」という。)」に改める。

第3条の見出しを「(休業日)」に改め、同条第1項中「高等技術専門校の休校日」を「産業技術専門学院の休業日」に改め、同項第2号中「学年始休校日」を「学年始休業日」に改め、同項第3号中「夏季休校日」を「夏季休業日」に改め、同項第4号中「冬季休校日」を「冬季休業日」に改め、同項第5号中「学年末休校日」を「学年末休業日」に改め、同条第2項中「校長」を「学院長」に、「休校日」を「休業日」に改める。

第4条の見出しを「(臨時休業)」に改め、同条第1項中「校長」を「学院長」に、「休校」を「休業」に改め、同条第2項中「校長」を「学院長」に改め、同項第1号中「休校」を「休業」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「入校者」を「入学者」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「入校」を「入学」に改め、同条第2項中「校長」を「学院長」に、「入校」を「入学」に改める。

第7条の見出し中「入校」を「入学」に改め、同条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に、「入校」を「入学」に改める。

第8条の見出し中「入校」を「入学」に改め、同条中「入校」を「入学」に、「校長」を「学院長」に改める。

第9条の見出し中「入校者」を「入学者」に改め、同条第1項中「校長」を「学院長」に、「入校」を「入学」に改め、同条第2項中「校長」を「学院長」に改める。

第10条を次のように改める。

(誓約書)

第10条 入学を許可された者(以下「生徒」という。)は、保証人を定めて、入学許可日までに誓約書(別記第2号様式)を学院長に提出しなければならない。

第11条第1項中「校長」を「学院長」に改め、同条第2項中「在校中」を「在学中」に改め、同条第3項中「校

長」を「学院長」に改める。

第12条を次のように改める。

(授業料等の納付)

第12条 普通課程の生徒は、授業料を納付しなければならない。

2 入学考查手数料、入学金及び授業料の額並びにその納付方法は、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)、和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)及びこの規則(以下「関係条例等」という。)の定めるところによる。

3 授業料の納期及び各納期において納付しなければならない授業料の額は、次のとおりとする。ただし、学院長は、やむを得ないと認める場合には、分納を許可することができる。

納期	納付すべき額
4月30日	授業料の額の4分の1の額
7月31日	授業料の額の4分の1の額
10月31日	授業料の額の4分の1の額
1月31日	授業料の額の4分の1の額

4 学院長は、前項の納期内に納付しない生徒に対しては、直ちにその旨を当該生徒又は保証人に通知とともに期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

5 学年の中途中で入学、退学、休学又は復学(停学は含まない。)を許可され、又は命じられた生徒について徴収する授業料の額は、関係条例等の規定により月割計算(許可され、又は命じられた日の属する月を含む。ただし、月の1日付けの休学の場合に限り、その月は、含まない。)するものとする。

第25条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に、「校長」を「学院長」に改め、同条を第28条とする。

第24条を第27条とする。

第23条中「校長」を「学院長」に改め、同条を第26条とする。

第22条中「校長」を「学院長」に改め、「及び短期課程(訓練期間1年に限る。)」を削り、同条を第25条とする。

第21条中「校長」を「学院長」に改め、同条を第24条とする。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とする。

第18条中「校長」を「学院長」に、「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同条を第21条とする。

第17条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」

に改め、同条を第20条とする。

第16条中「校長」を「学院長」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「校長」を「学院長」に、「退校」を「退学」に改め、同条第4号中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 第12条第4項の規定による納付命令に応じないとき。

第15条を第18条とする。

第14条の見出しを「(退学)」に改め、同条中「退校」を「退学」に、「校長」を「学院長」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「校長」を「学院長」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(授業料の減免等)

第13条 学院長は、経済的理由その他特別の事情により

授業料の納付が困難であると認められる生徒について、  
知事の承認を得て授業料の全部若しくは一部を免除し、  
又はその徴収を猶予することができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学金の納付等)

第14条 入学金は、誓約書に、関係条例等に定めるところの所要の額の証紙をはり付けて納めるものとする。

2 既に納付した入学金は、返還しない。

(入学考查手数料の納付等)

第15条 入学考查手数料は、入学願書に、関係条例等に定めるところの所要の額の証紙をはり付けて納めるものとする。

2 既に納付した入学考查手数料は、返還しない。

別記第1号様式(表)中「(第8条、第12条関係)」を  
「(第8条、第15条関係)」に、「入校」を「入学」に、  
「高等技術専門校長」を「産業技術専門学院長」に、  
「貴校」を「貴学院」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 10 条、第 14 条関係)

## 誓 約 書

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

私は、貴学院の生徒として諸規程を厳守し、技能の習得に精励することを誓います。

年 月 日

(本 人) 現住所

氏 名 印

生年月日 年 月 日 生

上記の者が、貴学院に入学を許可されましたが、在学中における一切のことに関しましては、本人と連帶して責任を負うことを誓います。

(保証人) 現住所

生徒との関係

氏 名 印

生年月日 年 月 日 生

連絡先 自宅 TEL

勤務先名

勤務先 TEL

普通課程にあっては、和歌山県証紙をここにはってください。

はりきれない場合は、裏面余白にはること。

消印はしないこと。

別記第3号様式を次のように改める。

平成 18 年 9 月 29 日 (金曜日)

別記 3 号様式 (第 17 条関係)

## 退 学 願

年 月 日

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

(本 人) 訓練科 科 年

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 年 月 日 生

(保証人) 現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記の理由により退学したいので、許可願います。

記

理由

## 和歌山県報 号外（2）

平成18年9月29日（金曜日）

別記第4号様式中「（第23条関係）」を「（第26条関係）」に、「本校」を「本学院」に、「高等技術専門校長」を「産業技術専門学院長」に改める。

### 附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。